

青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所 分析機器等移設業務委託契約書

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

受注者

上記当事者間において、青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所分析機器等移設業務委託のため、次のとおり契約を締結した。(ただし、 を除く。)

(委託業務)

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

- (1) 委託業務名 青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所分析機器等移設業務委託
- (2) 委託業務内容 別添仕様書のとおり

(履行期限)

第2条 履行期限は、令和9年3月31日とする。

(委託料)

第3条 委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税相当額金 円）とし、その内訳は別紙のとおりとする。

(契約保証金)

第4条 (A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者がこの契約を履行した後に還付するものとする。

第4条 (B) 契約保証金は、免除する。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要に応じ、委託業務の実施状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、前項の調査の結果、受注者の行った委託業務が仕様書に適合しないと認めた場合は、委託業務のやり直しを求めることができる。

(委託業務の内容の変更)

第8条 発注者は、契約締結後の事情の変化により必要があると認めるときは、受注者に対し、理由を明示して、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を延期若しくは中止するよう求めることができる。

(委託業務実施上の損害賠償等)

第9条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり受注者が第三者に及ぼした損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(委託業務の実施に係る指示)

第10条 発注者は、委託業務の実施について、受注者に対し、必要な事項を指示することができる。

(委託料の支払)

第11条 発注者は受注者の請求に基づき委託料を支払うものとする。

2 受注者は、委託業務の完了後、請求書により、発注者に対し委託料を請求するものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に、受注者に対し委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を履行しなかった場合は、当該期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料につき年3.0パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。

- (1) 受注者が、委託業務を実施しなかったとき、又は委託業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 委託業務の実施状況が、著しく不適當又は不誠実であると認められるとき。
- (3) その他受注者がこの契約に違反したとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第1号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

（契約保証金の帰属）

第14条（A） 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第4条の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第14条（B） 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を委託料から控除するものとする。

（損害賠償）

第15条 発注者は、第13条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金の額を超えた損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（秘密の保持）

第16条 発注者又は受注者は、委託業務の実施中に知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第17条 受注者は、この契約の履行に際して個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

（暴力団の排除）

第18条 受注者は、この契約を受注するに当たっては、別記2「暴力団排除に係る特記事項」に同意するものとする。

（協議事項）

第19条 この契約書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが

協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県知事 宮下 宗一郎

受注者

(別記1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該業務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事業所内において、この契約による業務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従う

ものとする。

(従業者への周知)

第10 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(別記2)

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。